○経済産業省・環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令

（用語）

第一条　この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（政府保有口座の記録事項）

第二条　政府保有口座は、次に掲げる口座に区分する。

一　無効化口座
二　取消口座
三　その他国際協力排出削減量口座簿の維持管理上必要な口座

2　政府保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一　口座番号
二　保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号
三　前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
四　その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の記録事項）

第三条　法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法人等保有口座名義人が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
二　法人等保有口座名義人が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記
三　法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先
四　法人等保有口座名義人が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあっては、英語による表記）
五　その他当該口座の維持管理上必要な事項

（法人等保有口座の開設の申請）

第四条　法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2　法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
二　法人等保有口座の開設を受けようとする者が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記
三　法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先
四　法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあっては、英語による表記）

3　法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

一　法人　定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
二　排出削減等協力事業者である個人　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

（変更の届出）

第五条　法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。

2　前項の届出書には、法人等保有口座名義人の前条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（定款を除く。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、変更があった事項が前条第二項第四号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

（振替手続の申請方法）

第六条　法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

（申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合）

第七条　法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合
二　当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合
三　当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される国際協力排出削減量の発行若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合
四　当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく環境大臣及び経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合
五　その申請に係る事項が虚偽である場合
六　その申請の手続に不備がある場合

2　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座にある国際協力排出削減量の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（信託の記録の申請）

第八条　令第二十二条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によってしなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（信託の記録の抹消の申請）

第九条　令第二十五条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（受託者の変更があった場合の申請）

第十条　令第二十七条第一項の申請は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（受託者の解任）

第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。